



「JC ブロック災害支援ネットワーク」
災害時における救援相互運営規定
(基本)

公益社団法人日本青年会議所
地区 ブロック協議会

公益社団法人 日本青年会議所 地区 ブロック協議会

災害時における救援相互運営規定

第 1 条 (名称)

本組織は、公益社団法人日本青年会議所 地区 ブロック協議会災害支援ネットワーク(以下、JC ブロック災害支援ネットワーク)と称する。

第 2 条 (目的)

本規定は、日常における危機管理の啓発と災害発生時等における相互支援の円滑化を推進する事を目的とする。

第 3 条 (構成)

JC ブロック災害支援ネットワークは、ブロック協議会役員とブロック内会員会議所をもって構成する。

第 4 条 (役員を選任)

1. ブロック協議会会長はJC ブロック災害支援ネットワーク会長に就任する。
2. JC ブロック災害支援ネットワーク会長の任命により、ブロック協議会内理事長及び会務系副会長はJC ブロック災害支援ネットワーク副会長に就任する。(副会長の人選、エリア分け等ブロックの内情に応じ変更)
3. JC ブロック災害支援ネットワーク役員の内選については、当該年度の前年度のブロック協議会会員会議所会議にて承認を得なければならない。

第 5 条 (役員の内選)

役員の内選は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第 6 条 (事務局)

1. JC ブロック災害支援ネットワーク事務局は、ブロック協議会事務局内に置く。またブロック協議会事務局長と事務局員はそれぞれJC ブロック災害支援ネットワーク事務局長と事務局員を兼任する。JC ブロック災害支援ネットワーク担当委員会が存する場合には、連携して職務にあたるものとする。
2. ブロック協議会事務局が役割を遂行することが困難な場合には、JC ブロック災害支援ネットワーク会長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

第 7 条 (JC ブロック災害支援ネットワークの発動)

1. 災害等が発生したとき、JC ブロック災害支援ネットワーク会長は被災地域の理事長とJC ブロック災害支援ネットワーク担当副会長と協議の上、必要と認めた場合、JC ブロック災害支援ネットワークを発動し、本部を設立する。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
2. 1項と同時に、被災地域の理事長は現地対策本部を、JC ブロック災害支援ネットワーク担当副会長は情報支援本部をそれぞれ設立する。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
3. JC ブロック災害支援ネットワーク会長が1項を遂行することが困難な場合、JC ブロック災害支援ネットワーク担当副会長が代行してこれを行う。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
4. 本部は西暦表示と具体的な命名をもち称する。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
5. JC ブロック災害支援ネットワークが発動され、本部が設立された後、その旨をブロック協議会役員会議にて報告をしなければならない。

第 8 条 (本部役員の選任)

1. J C ブロック災害支援ネットワーク会長は原則として本部長に就任する。
2. 本部長はJ C ブロック災害支援ネットワーク副会長より副本部長、支援情報本部長、現地対策本部長を任命する。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
3. 本部長は必要に応じて、他の本部役員を任命することが出来る。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
4. 第 7 条 3 項でJ C ブロック災害支援ネットワーク会長を代行したJ C ブロック災害支援ネットワーク副会長は暫定の本部長となるが、その任期はJ C ブロック災害支援ネットワーク会長が本部長への就任が可能になるまで、若しくは、目的達成と判断された場合、または解散するまでとする。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)

第 9 条 (本部役員の職務)

1. 本部長は、本部を統括し公益社団法人 日本青年会議所 地区協議会との連携を取る。
2. 副本部長は、本部長を補佐する。
3. 現地対策本部長は、現地対策本部を統括し、被災地と現地対策本部の調整をはかり支援情報本部に報告する。
4. 支援情報本部長は、支援情報本部を統括し、本部と現地対策本部との情報の受発信を行い支援情報の管理を行う。
5. 本部役員はJ C ブロック災害時における救援相互運営マニュアルに準じて活動を行うものとする。

第 10 条 (解散)

本部長は本部役員と協議の上、目的達成と判断された場合、または解散を必要とする場合、ブロック協議会役員会議の承認を得て本部を解散することができる。但し、被災状況により本部の継続が必要とされる場合、第 5 条の役員の任期にかかわらず継続して本部を設置することが出来る。

第 11 条 (継続)

J C ブロック災害支援ネットワークは公益社団法人 日本青年会議所 地区 ブロック協議会が存在する限り、継続して行うものとする。

第 12 条 (改訂)

本規定は、公益社団法人 日本青年会議所 地区 ブロック協議会の規定に基づき ブロック協議会会員会議所会議の審議承認により、改訂することが出来る。

(付則) 20 年 月 日 施行
20 年 月 日 改訂

公益社団法人 日本青年会議所 地区 ブロック協議会
J C ブロック災害支援ネットワーク

ブロック協議会会長 印

青年会議所理事長 印

20 年 月 日